

移住者ひた暮らし支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を活用した日田市への移住・定住促進を図るため、日田市空き家バンク事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に登録された空き家の入居にかかる費用等に対し、予算の定めるところにより、移住者ひた暮らし支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日田市補助金等交付規則（平成9年8月1日規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 将来にわたって本市に5年以上生活の拠点を置くことをいう。
- (2) 移住者 本市の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）される日の前日から起算して過去5年以内に本市に住民登録のない者で、市外の市区町村から本市に転入し、住民登録されるとともに本市に生活の拠点を置く者をいう。ただし、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、配偶者と別居となる転入、その他これらに類する転入を除く。
- (3) 利用登録者等 実施要綱第2条第1項第5号に規定する利用登録者又は同時期に転入する同居の配偶者及び子をいう。
- (4) 空き家登録者 実施要綱第2条第1項第3号に規定する空き家登録者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住予定者又は移住者のうち、移住から1年以内に利用登録を行い、移住から3年を経過していない者であることを確認できること。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる「地域おこし協力隊」や「ファーマーズスクール」等、市長が別に認める活動期間が1年以上あるものについては、その期間を除外する。
- (2) 転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、配偶者と別居となる転入、その他これらに類する転入でないこと。
- (3) 空き家登録者と売買又は賃貸借契約を締結した利用登録者等であること。
- (4) 当該空き家の所在地を生活の本拠とし、定住を誓約できること。
- (5) 世帯員の2分の1以上の者が移住者であること。
- (6) 空き家の改修を行う場合は、改修に対する空き家提供者の承諾及び賃貸借期間終了後の原状回復義務の免除並びに買取請求権放棄について確認できること。

- (7) 補助対象事業が交付申請年度までに完了すること。
- (8) 本市が補助対象事業を活用した移住者に対して行う各種調査に協力すること。
- (9) 移住後は本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活すること。

2 前項の規定に関わらず、交付対象者の世帯員のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

- (1) 空き家登録者と3親等以内である者
- (2) 「地域おこし協力隊」や「ファーマーズスクール」等、市長が別に認める活動期間が1年に満たない者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者
- (4) 類似する他の補助金の交付を受けている者
- (5) その他市長が不相当と認めた者

（補助対象事業）

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、移住者ひた暮らし支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない

- (1) 補助金計算書
- (2) 誓約書
- (3) 移住予定者の戸籍の附票の写し（移住後、同一の世帯を構成する世帯員全員分）
- (4) 空き家の購入又は賃貸借にかかる契約書の写し
- (5) 申請をしようとする補助対象事業に係る額を証する書類
- (6) 改修に対する所有者等の承諾、貸借期間終了後の原状回復義務の免除及び買い取り請求権の放棄について確認ができる書類（空き家を賃借して改修を行う場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、別表第1に掲げる経費ごとに分けて、それぞれ1回ずつ申請を行うことができるものとする。ただし、若者移住者加算のみの申

請はできない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請内容を確認の上、補助金の交付の可否を決定し、移住者ひた暮らし支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をするにあたり、必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定を受けた内容から次の各号に掲げる変更があるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の変更で補助金額に変更を及ぼすとき。
- (2) 各補助対象経費の20パーセント以上の増減があるとき。
- (3) 事業の実施箇所や事業内容の重大な変更があるとき。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、移住者ひた暮らし支援事業補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住予定者の移住後の住民票の写し(同一の世帯を構成する世帯員全員分)
- (2) 補助対象事業に係る額又は支払いを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告内容を確認の上、交付すべき補助金等の額を確定し、移住者ひた暮らし支援事業補助金交付額の確定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとする場合は、移住者ひた暮らし支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び奨励金の返還)

第11条 市長は、交付決定又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の全

部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を受けて入居した空き家から5年未満で転出し、又は転居したとき。
- (2) 補助金を受けて購入又は改修した空き家を、入居の日から5年未満で取り壊したとき、又は別のものに売却したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その内容を移住者ひた暮らし支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該交付決定を取り消された者に対し、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により既に交付した奨励金の返還を命じるときは、交付対象者に対して、移住者ひた暮らし支援事業補助金返還命令書（様式第7号）により通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第11条の規定は、補助金の返還の義務が存在する間、その効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の起業者にかかる規定は、令和3年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の若者移住者加算にかかる規定は、令和4年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の補助対象者にかかる規定は、令和5年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の補助対象者にかかる規定は、令和6年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については適用しない。

別表 1

補助項目	補助対象経費	補助率及び限度額
家財の処分	売買又は賃貸借契約に至った空き家バンク登録物件及びその敷地内の家財処分にかかる費用	補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が10万円を超える場合は、10万円とする。
空き家の購入	空き家バンク登録物件の購入費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が100万円を超える場合は、100万円とする。
空き家の改修	売買又は賃貸借契約に至った空き家バンク登録物件について、居住するために必要な台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修に要する費用	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が100万円を超える場合は、100万円とする。
若者移住者加算	空き家バンク登録物件を売買又は賃貸借契約して移住した若者に対する加算金	転入日における年齢が45歳未満の者1名につき10万円とし、1世帯5名50万円を限度とする。
情報通信環境の整備	売買又は賃貸借契約に至った空き家バンク登録物件の情報通信環境整備にかかる加入金および工事費	補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が4万円を超える場合は、4万円とする。

(注1) 空き家の購入と空き家の改修を併用して補助する場合は、1物件あたり併せて100万円を限度とする。

(注2) 若者移住者加算の対象者は、主な移住者と同時期に住民票を移す者かつ家族関係を書類にて証明できる者のみとする。

(注3) 若者移住者加算の補助について、日田市移住支援金事業補助金の給付を受けている場合は対象外とする。